

(平成26年7月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち、平成14年4月から同年9月まで、15年1月から同年3月まで、同年5月から16年12月までの期間及び17年2月から18年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、14年4月から同年9月までは19万円、15年1月は22万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年5月及び同年6月は19万円、同年7月は20万円、同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は36万円、同年11月は30万円、同年12月は24万円、16年1月は34万円、同年2月は20万円、同年3月は24万円、同年4月は28万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月は32万円、同年8月は22万円、同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、17年2月は41万円、同年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月は50万円、同年8月は38万円、同年9月から同年12月までは41万円、18年1月は20万円、同年2月は22万円、同年3月は28万円、同年4月は44万円、同年5月は53万円、同年6月は50万円、同年7月は47万円、同年8月は50万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成14年10月は22万円、同年11月、同年12月及び15年4月は20万円、17年1月は28万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額（平成18年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は41万円、19年1月は50万円、同年2月は47万円、同年3月は34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成18年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は41万円、19年1月は50万円、同年2月は47万円、同年3月は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間③のうち、平成19年4月、同年6月、同年9月、20年3月から同年6月までの期間及び22年4月から同年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、19年4月は50万円、同年6月は62万円、同年9月は50万円、20年3月及び同年4月は44万円、同年5月は56万円、同年6月は44万円、22年4月から同年6月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成22年7月及び同年8月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③のうち、平成19年4月、同年6月、同年9月、20年3月から同年6月までの期間及び22年4月から同年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 申立人の申立期間④及び⑤に係る標準賞与額の記録については、申立期間④は1万1,000円、申立期間⑤は1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月から18年8月まで
② 平成18年9月から19年3月まで
③ 平成19年4月から23年8月まで
④ 平成15年7月25日
⑤ 平成15年12月25日

A社で勤務していた時の標準報酬月額の記録が当時支給された給与より著しく低い額になっている。また、平成15年の賞与2回分の記録が無いので、年金記録を訂正(追加)してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成14年4月から同年9月まで、15年1月から同年3月まで、同年5月から16年12月までの期間及び17年2月から18年8月までの期間について、申立人から提出された給与明細書、賞与明細書、平成16年分及び19年分源泉徴収票、預金通帳の写し並びに雇用保険の記録（以下「給与明細書等」という。）から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（14年4月から同年9月までは19万円、15年1月は22万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年5月及び同年6月は19万円、同年7月は20万円、同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は36万円、同年11月は30万円、同年12月は24万円、16年1月は34万円、同年2月は20万円、同年3月は24万円、同年4月は28万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月は32万円、同年8月は22万円、同年9月は32万円、同年10月は30万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、17年2月は41万円、同年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月は50万円、同年8月は38万円、同年9月から同年12月までは41万円、18年1月は20万円、同年2月は22万円、同年3月は28万円、同年4月は44万円、同年5月は53万円、同年6月は50万円、同年7月は47万円、同年8月は50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、給与明細書等から、申立人は、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月まで、15年4月及び17年1月において、20万円から28万円までの標準報酬月額に相当する給与を支給され、20万円から41万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成14年10月は22万円、同年11月、同年12月及び15年4月は20万円、17年1月は28万円とすることが妥当である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年5月11日付けで41万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初

記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、給与明細書等により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（平成18年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は41万円、19年1月は50万円、同年2月は47万円、同年3月は34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は支給額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は、年金事務所）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③のうち、平成19年4月、同年6月、同年9月、20年3月から同年6月までの期間及び22年4月から同年6月までの期間について、給与明細書等により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（19年4月は50万円、同年6月は62万円、同年9月は50万円、20年3月及び同年4月は44万円、同年5月は56万円、同年6月は44万円、22年4月から同年6月までは30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、給与明細書等により、申立人は、申立期間③のうち、平成22年7月及び同年8月において、28万円の標準報酬月額に相当する給与を支給され、30万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等において確認できる支給額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③のうち、平成19年4月、同年6月、同年9月、20年3月から同年6月までの期間及び22年4月から同年8月までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことか

ら、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、平成19年5月、同年7月、同年8月、同年10月から20年2月まで、同年7月から22年3月までの期間及び同年9月から23年8月までの期間については、給与明細書等から確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間④及び⑤について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間④は14万7,000円、申立期間⑤は19万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、申立期間④は1万1,000円、申立期間⑤は1万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間④は1万1,000円、申立期間⑤は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間④及び⑤の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8542

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和55年10月から56年5月までは18万円、同年6月から同年8月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年8月まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い額になっているので、調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、18万円から24万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、19万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、昭和55年10月から56年5月までは18万円、同年6月から同年8月までは19万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（三重）厚生年金 事案 8543

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月3日は35万円、同年10月13日は9万8,000円、19年4月2日は15万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月
② 平成18年10月
③ 平成19年4月2日

申立期間①、②及び③について、A社から賞与が支給されているにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いため、当該期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年賞与明細表及び「平成19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、同社から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の平成18年賞与明細表及び「平成19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料控除額により、申立期間①は35万円、申立期間②は9万8,000

円、申立期間③は15万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間①及び②に係る賞与の支給日については、A社の回答により、申立期間①は平成18年8月3日、申立期間②は同年10月13日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8544（愛知厚生年金事案 7200 及び 7630 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 36 年 7 月まで

前回の申立てについて、平成 25 年 2 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、私は、正社員として勤務していたので、前回の審議結果に納得できない。

新たな資料として、A社の従業員と写っている写真を提出するので、再度調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立て（申立期間は、昭和 35 年 10 月から 36 年 6 月までの期間）については、A社の経理担当者及び同僚の証言により、勤務期間は不明ではあるが申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、i) 同社は既に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、ii) 同社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いこと、iii) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 24 年 3 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る 2 回目の申立てについては、申立人は、「正社員として勤務しており、審議の結果に納得できない。また、申立期間について、一部思い違いをしていた。」と主張し、申立期間の終期を昭和 36 年 6 月から同年 7 月に変更した上で行っているものの、当該申立てについては、i) 申立人からの新たな資料の提出は無いこと、ii) 申立期間にA社の厚生年金保険被保険者資格を

取得している複数の同僚の証言から判断すると、申立期間当時、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえること、iii) オンライン記録によると、申立人が自身より先に入社していたと記憶している複数の同僚は、申立期間後の36年12月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づく平成25年2月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、今回、申立人は、「前回の審議結果に納得できない。新たな資料として、A社の従業員と写っている写真を提出する。」として、再度申立てを行っている。

申立人から提出された写真について、A社の複数の同僚に確認したところ、昭和35年頃から36年頃までに同社で撮影されたものである旨の回答が得られたことから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、上述の複数の同僚のうち一人は、「私のA社での厚生年金保険被保険者の資格取得日は、入社から1年ぐらい後になっていることから、同社では、入社後、しばらくしてから厚生年金保険被保険者資格を取得させていたのだと思う。申立人の勤務期間は、長くはなかったと記憶しているので、厚生年金保険の記録が無くてもおかしくはないと思う。」と回答している。

このほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8545

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月 20 日から 46 年 1 月 5 日まで
② 昭和 46 年 2 月 21 日から 47 年 1 月 25 日まで

私は、昭和 45 年 10 月頃A社に入社し、47 年 1 月頃まで勤務した。しかし、年金記録を見ると、B社の記録が1か月あるだけで、A社の記録が全く無い。B社は、同じビル内にあったA社の親会社であるが、私は同社に入社した。同社で勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社で勤務したとしているが、オンライン記録によると、同社は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できないところ、複数の同僚の証言及び当該同僚の年金記録により、同社で勤務していた者の厚生年金保険については、同社の親会社であるB社（本社は、A社と同一の住所）において加入させていた状況が確認でき、当時の同社及びB社の総務事務責任者は、「A社が適用事業所になっていたかは記憶に無いが、同社の従業員がB社で資格取得しているのであれば、A社の社員についてはB社で厚生年金保険に加入させていたと思う。」と回答している。

申立期間①について、申立人を記憶している同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、A社は昭和 50 年 5 月*日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡しているため、当該期間における同社の厚生年金保険の適用状況について確認することはできず、前述の総務事務責任者も、「資料が残っておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況については分からない。」と回答している。

また、申立人は3か月の試用期間があったとしており、前述の総務事務責任者は、「社員を厚生年金保険に加入させる基準については不明であるが、入社からすぐに社会保険の資格を取得させるのではなく、試用期間を設けていた。試用期間について、厚生年金保険に加入する前の給与から、保険料を控除することは無かったと記憶している。」と証言している上、複数の同僚の年金記録及び証言から、数か月の試用期間があったものと考えられるところ、試用期間に係る給与明細書等の保険料控除が確認できる資料を保管している者はおらず、試用期間に係る保険料控除を確認できない。

さらに、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が記憶している申立人の前任者は、B社において厚生年金保険被保険者となった記録を確認することができないことから、A社では入社と同時に全ての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、A社で勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間に継続して同社に勤務をしていたとする証言を得ることはできない。

また、上述のとおり、A社の当時の事業主及び前述の総務事務責任者からも、当該期間の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。